○国家公安委員会告示第四十号

風 俗営業等 \mathcal{O} 規 制及び業務の 適正化等に関する法律 の一部を改正する法律 の施行に伴う関係 国家公安委員

会規則の整備に関する規則 (平成二十七年国家公安委員会規則第二十号) の施行に伴い、 並び)に風 俗営業等

の規制及び業務 の適正化等に関する法律施行規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第一号) 第二十九条第二

項 (第九十八条において準用する場合を含む。) 及び第百七条第二項 (第百八条第二項におい て準用する場

施行に伴う国家公安委員会関係告示の 整備 に 関する告示を次のように定め る。

合を含む。

の規定に基づき、

風

俗営業等の規制及び業務の

適正化等に関する法律

 \mathcal{O}

部を改正する法律

 \mathcal{O}

平成二十七年十一月十三日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

風 「俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員

会関係告示の整備に関する告示

(遊技料金の基準の一部改正)

第 条 遊技料 金の基準 昭昭 和六十年国家公安委員会告示第一号) の 一 部を次のように改正する。

第一 条 中 「第三十五条第一 項第二号ホ」を 「第三十六条第一項第二号ホ」 に改める。

第二条中 「第三十五条第一 項第三号」を 「第三十六条第一項第三号」に改 δ

電電 一磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正)

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準 (平成十年国家公安

委員会告示第十号)の一部を次のように改正する。

第一 条 中 「第八十二条第二項 (第八十三条第二項」 を「第二十九条第二項 (第九十八条第一 項にお

いて

準用する場合を含む。) 及び第百七条第二項 (第百八条第二項」 に改 いめる。

(十八歳未満 の者が店舗型性 風 俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国

家公安委員会が定める標示の一部改正)

第三条 十八歳未満 の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとし

て国家公安委員会が 定める標 示 (平成十八年国家公安委員会告示第十一号) の 一 部を次のように改正する。

本 則中 「第四十六条第二項 (第 五 十六条第一 項及び第六十七条第一項」を 「第四十七条第二項 (第五十

七条第一項及び第六十八条第一項」に改める。

則

国家公安委員会の整備に関する規則の施行の日(平成二十八年六月二十三日)から施行する。

この告示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係